

新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月 1日

新潟市長

中原ハ一

新潟市規則第 8 号

新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

新潟市生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成8年新潟市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「ばい煙発生施設」の次に「、揮発性有機化合物排出施設」を、「特定粉じん発生施設」の次に「、水銀排出施設」を加える。

別表第2の2のうち2（1）アの表六価クロム化合物の項中「0.5ミリグラム」を「0.2ミリグラム」に改め、別表第2の2のうち2（1）イの表中「大腸菌群数（単位1立方センチメートルにつき個）」を「大腸菌数（単位1ミリリットルにつきコロニー形成単位）」に、「3,000」を「800」に改める。

別記様式第4号中 「バーナーの燃料の燃焼能力（重油換算 l/h）」 を 「燃料の燃焼能力（重油換算 l/h）」 に、

「発熱量(kcal/kg)」 を 「発熱量」 に改める。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号に掲げる規定以外の規定 令和6年4月1日
- (2) 別表第2の2のうち2（1）イの表の改正規定 令和7年4月1日